

全労金2019春季生活闘争ニュース・第17号

多くの単組で、「基本賃金」は200～5,000円の“有額”
全単組で、「年間一時金」は“前年実績以上”

◎多くの単組で労組の要求に前向きな考えが示される！

全労金2019春季生活闘争は、「統一闘争」として全単組が3月5日に要求書を提出して以降、精力的に交渉が進められた結果、3月25日現在で、多くの金庫・事業体から、「基本賃金」「年間一時金」「最低賃金」の要求項目に対する考え方が示されています。

「基本賃金」は、正職員で14単組中7単組、嘱託等職員で14単組中11単組について、「有額（200～5,000円）」で回答したいとの考えが示されており、「ゼロ回答」の単組を含む多くの単組で金額の上積み交渉を進めています。

「年間一時金」は、正職員・嘱託等職員ともに、全単組で昨年実績を確保する考えが示されています。また、昨年実績を上回る要求を掲げた単組のうち、半数以上で昨年実績を上回る回答が示されており、要求内容に拘った交渉を進めています。

「最低賃金」は、10単組が要求を掲げ、9単組で「引き上げ」が示されています。この結果、既に到達済の単組を含め、9単組で時間額1,000円以上となる見込みです。

「嘱託等職員の私傷病欠勤・休職制度」は、4単組で要求を掲げ、1単組で「正職員と同様」と示されています。この結果、同一労働同一賃金指針に沿った内容以上となるのは9単組となる見込みです。

「関連会社の取り組み」について、関連会社のある10単組のうち、4単組で賃金・一時金・最低賃金・退職金等、原資に繋がる回答が示されており、多くの単組で粘り強く交渉を展開しています。

この他、各単組が独自要求項目として掲げた要求についても、多くの単組で「公正処遇」や働き続けることができる職場環境の実現に向けて、前進できる考え方が示されています。

◎「回答期限日」まで残り2日、全組合員の団結で最後まで粘り強く闘おう！

組合員の皆さん、「回答期限日」まで残り2日となりました。単組闘争委員会は、大詰めの交渉を迎えています。全体の状況と自単組の交渉状況を比較し、単組闘争委員会の後押しとなる「職場の声」を届ける等、単組闘争委員会と一体となった闘いを進めよう！

※次号は3月27日（水）に配信します。

以上